

益田労働基準監督署発表  
令和8年5月25日(月)

担当者

益田労働基準監督署  
署長 重弘 拓也  
○労災課長 荻原 忠敬  
電話 0856-22-2351

### 労災保険の不正受給に係る刑事告訴について

益田労働基準監督署（署長：<sup>すぎもと</sup>杉本 <sup>わたる</sup>渉（当時））は、令和7年11月27日、労働者災害補償保険の不正受給の疑いで、益田市内在住の69歳男性を島根県益田警察署長に刑事告訴した。

#### 1 事案の概要

被告人は、就労し、賃金を受けていたにもかかわらず、業務上の負傷による療養のため労働することができず賃金を受けていないとする虚偽の請求書を作成し、休業補償給付及び休業特別支給金を詐取した。

#### 2 関係法令

##### (1) 詐欺（刑法第246条第1項）

人を欺いて財物を交付させた者は、十年以下の拘禁刑に処する。

##### (2) 告訴権者（刑事訴訟法第230条）

犯罪により被害を被つた者は、告訴をすることができる。

#### 3 参考

##### (1) 労働者災害補償保険（労働者災害補償保険法第1条及び第2条）

労働者災害補償保険は、業務上の事由、〈略〉又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行

い、あわせて、業務上の事由、〈略〉又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図り、もつて労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

労働者災害補償保険は、政府が、これを管掌する。

(2) 休業補償給付金（労働者災害補償保険法第14条）

休業補償給付は、労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため労働することができないために賃金を受けない日の第4日目から支給するものである。

(3) 休業特別支給金（労働者災害補償保険特別支給金支給規則第3条）

休業特別支給金は、労働者が業務上の事由、〈略〉又は通勤による負傷又は疾病にかかる療養のため労働することができないために賃金を受けない日の第4日目から当該労働者に対し、その申請に基づいて支給するものである。